

白井市特別職報酬等審議会令和6年度第2回会議

1. 開催日時 令和6年10月28日（月）午前9時30分から正午まで
2. 開催場所 白井市役所東庁舎1階会議室101
3. 出席者 福島会長、中村委員、霞委員、平川委員、駒村委員、
飛田委員、川勝委員、海老原委員、吉澤委員
4. 事務局 永井総務部長、本橋人事課長、樋野主査補、菅沼主査補
5. 傍聴者 1人
6. 会議次第
議題1 常勤特別職の期末手当の支給月数について
議題2 その他

○会長

それでは、ただいまから第2回の白井市特別職報酬等審議会を進めていきたいと思います。

お手元の次第に沿って進めていくということで、本日、議題が1、そして、その他ということで議題2とありますが、前回の議論を通しまして、本日たくさんの資料を作っていただきました。こちらを見ながら審議をしてまいります。事務局から、まず議題1の常勤特別職期末手当の支給月数についてですが、説明内容に四つの項目があるということです。それぞれ区切って、説明をいただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局

おはようございます。今日もありがとうございます。

皆さんに事前にお配りしておりますが、「資料」と書かれた比較的薄いものと、「補助資料」の厚いもの、この二つで説明をさせていただきます。

それでは、資料を1ページお開きいただいて、一つ目、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告、常勤特別職の期末手当支給月の推移、類似団体比較について説明します。

まず、おさらいとして、今回の諮問事項は市長、副市長、教育長の期末手当についてです。期末手当とはどういうものを改めて趣旨をお話いたしますと、公務員の場合、民間企業等における賞与・特別給との均衡上支給される手当。これは特別職と我々一般職、双方に支給がありまして、趣旨も同じです。

補助資料を1枚開いていただきますと、1ページと2ページ、こちらは公務員給与事務提要といいまして、それぞれ、ある出版社が出していますが、人事行政の研究所というところが編集をしているものです。これらにこのような内容も書かれております。

そして、賞与の性格。これは一般論ですが4項目ございまして、生活の補填。給料の補填と言っても過言ではないと思います。次が功労報酬。「頑張ったから」とか、「成績が良かった」からというもの。そして、勤労の推奨。未来形ですが、今後も頑張ってもらいたいという意味合いです。

最後、公務員にはありませんが、収益の分配。会社ですと、儲かった分を従業員にも分配ことがあると思いますが、こちらは公務員の場合は関係ありません。一般的に賞与の性格というのは、このようなものです。

次に、人事院勧告の概要。こちらも第1回会議で説明したのですが、改めて説明します。

人事院勧告とは、国家公務員の一般職を対象とした勧告です。初任給を大幅に値上げ。おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全職員を対象に給料の引上げ。そして、期末・勤勉手当は、0.1月分の引上げ。そのほかに、通勤手当を月15万円に引上げ。国家公務員の場合は、新幹線による通勤というのもあり得て、その要件を緩和したそうです。そして、地域手当。これは、今まで自治体ごとに決められていたのですけれども、これを県単位の広域化すると。そして、配偶者の扶養手当は廃止して、その分、子供の扶養手当は増やすという改定がありました。

次に千葉県人事委員会勧告の概要。これは今回、初めてお示しします。令和6年10月8日に千葉県の人事委員会が勧告しました。この千葉県の人事委員会勧告は、千葉県の一般職を対象とした勧告になります。

文章として書き方は違いますが、内容は人事院勧告と同じです。月例給は初任給及び若年層に特に重点を置いた引上げ。期末・勤勉手当は0.1月分の引上げ。国に準じた給料表当の見直し。

結論から言いますと、前回お話しした人事院勧告の内容と今回お示した千葉県人事委員会勧告の内容はほとんどが同じです。一つ違うのが、給与制度のところで括弧書きに、地域手当は引き続き検討とあります。国は、職員がいろいろな県にいますので、A県は何パーセントですよ、B県は何パーセントですよというふうに決めているのですけれども、千葉県は、県独自の計算によってどうするか。これはまだ決まっていません。引き続き検討とあります。

補助資料の3ページ、資料1の一番下の表を御覧ください。常勤特別職の期末手当支給月数、類似団体比較と推移を全てまとめて掲載しております。前回の会議で御質問がありました「推移」についてですが、人事院勧告と千葉県人事委員会勧告の両方ですね、どういう改定の勧告をしてきたか、そして白井市は、実際どういう改定を行ってきたか。前回は、要所要所だけを載せた感じなのですが、委員さんから御質問がありましたので、年度ごとに全て掲載しました。平成27年度からとした理由は、前回の報酬審議会が昨年度ありましたが、その1つ手前が平成27年度に諮問いたしましたので、そこからの推移とい

うことで、約10年、載せました。

右側に四街道市、茂原市、袖ヶ浦市、東金市と4団体ございますが、こちらは千葉県の類似団体です。この類似団体の説明は、次の項目2のところでもうちょっと詳しくいきますが、今見ていただきたいのは、白井市と県内の類似団体の推移を見ていただいて、数字がどうなっているかというのを御覧いただきたいと思います。

この表の中の一番下、令和6年はまだ決まっていますので、下から2番目の令和5年、白井市は、期末手当4.5月で、四街道市は4.0月、そのほかの3団体は4.5月という状況にあります。

2ページです。

改めて、一般職と特別職と二つあるのですが、一般職は期末・勤勉手当。勤勉というのは成績によって多少異なりまして、一般職にだけある手当です。両方合わせて、基本的には4.5月というふうになっております。特別職は勤勉手当がございませんので期末手当だけなのですけれども、期末手当として4.5月あります。結果として、一般職と特別職は同じ月数分の手当が出ている状況にあります。これは今現在です。

下に背景を書かせていただきました。先ほどの表をもうちょっと詳しく説明している状況にあります。

平成27年度に開催した特別職報酬等審議会で、特別職の給料及び期末手当の支給率について、「平成6年から改定されていないことや現下の社会情勢等を考慮し、いずれも引き上げることはやむを得ないと判断する」と答申があり、答申に当たって、「特別職はまちの活性化を担っていることから、市の財政状況を勘案した報酬にする必要がある」と附帯意見があったものを受けました。

その答申を受けても、そのまま上げておりませんで、29年3月議会で、29年度に改定するということを提案して、4.3月に引上げました。財政状況を勘案してという意見に基づいて、それを踏まえた対応ということで4.3月に変えた経緯がございます。

常勤特別職の期末手当支給率を当時の3.85月から、一般職職員の期末勤勉手当の支給率と同様に4.30月に引き上げる際、「今後においても一般職の職員の期末勤勉手当支給率の改定に合わせ特別職の職員の期末手当支給率についても改定を行っていく」という方針を示していました。

「平成29年方針」と呼びます。これに基づいて、一般職が上がるときにも上げていくという方針になったということです。

平成30年度からの表を見てください。一般職が4.45、月4.5月、4.45月というふうに毎年変動があるのですけれども、実際は、特別職は4.3月と変わらない状況にありました。

「平成29年方針」はあるものの、市が財政健全化計画に基づく財政健全化のための取組を実施している状況を踏まえ、期末手当の支給率改定は見送ることとしました。

「平成29年方針」では一般職と合わせていくと言ったのですけれども、財政状況とここ

では健全化計画、この取組を踏まえて、実際は変えておりませんでした。

そして、令和4年、ここで4.4月が変わっております。「財政健全化計画に基づく取組の実施中であつたが、①財政健全化判断比率を確認し財政状況が健全であること、②近隣市の対応状況の確認、③H29方針に基づき、期末手当の支給率を改定することとした。」このとおり、そのときの判断として変えることとしたとあります。

同じように令和5年度も、一般職0.1月上がったのですけれども、これに伴い0.1月、引上げましたので、今現在は、一般職の期末、勤勉手当4.5月、特別職は期末手当4.5月という状況です。

では、今回どうして諮問したかというのが下に書かれております。次の3点を踏まえ、常勤特別職の期末手当の支給月数について諮問したものです。まず一つ目、平成29年方針から長期間経過していること。二つ目、令和5年度の同審議会答申では、「給与の額について社会情勢に応じて適宜見直すことが必要である」との附帯意見があつたこと。三つ目、令和5年第4回議会（特別職の期末手当の支給率の見直しに係る審議）において、「一般職と特別職の仕事の性質が異なること等から改めて特別報酬等審議会の意見を聞いてはどうか」と意見があつたこと。この三つを踏まえて、今回皆さんに諮問をしたということになります。

一つ目項目としては以上です。

○会長

ありがとうございます。

まず、この一つ目の項目で何か御質問や御意見がありましたら、お出しいただければと思います。

どうぞ。

○委員

一つは、前のページの1ページの表の関係ですが、いろいろ時系列で書いていただいていたありがとうございました。

一つ教えてほしいのは、平成27年から令和2年度までは、類似団体、四街道以外はみんな、国もしくは県に並んでいるのだけれども、白井市もそれに準じていなくて、抑制気味になっているというのは、この理由は何でしょうかというのが1点。

それから、4.3からずつとなっているのですけれども、令和3年まで4.3で、あと、要するに人事院勧告とその県の勧告がマッチングしているということなののですが、その辺のところの事情が分かればありがたいなということで、教えていただきたいということです。

○会長

はい。

○事務局

御質問がありました1ページの白井市の特別職支給月数のところで、平成29年で3.85か

ら4.30月に改定したというのは、平成27年度に行われました特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、遅れてはいますが、平成28年の一般職の期末・勤勉合わせて4.30月に遅れるように、平成29年度、合わせて4.30月に合わせたものです。

以後、しばらく4.30月が続いているというところの御指摘ですが、この平成29年の、資料でいうと2ページになりますが、先ほど事務局が読んだのですが、平成29年方針というところで、29年に、28年度一般職の4.30月に合わせて改定するというところで議会に諮った際に、今後においても、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率の改定に合わせて特別職の職員の期末手当支給率についても改定を行っていくという平成29年の方針を立てたのですが、立てたものの、一方で、財政状況を踏まえる必要があるというところも、平成27年度の特別職報酬等審議会のほうで御意見も出されていますので、その財政状況を確認したところ、平成30年度、市が財政推計の見直しと財政健全化の取組というのを改めて行う必要が生じまして、そちらの事情を鑑みて、平成30年度につきましては、一般職は4.45月と、平成29年に合わせますと0.05月、また上がる年ではありましたが、特別職については、財政健全化の取組を実施している状況を踏まえまして、期末手当の支給率改定は見送ることとしたというものです。

この財政健全化の取組なのですが、人件費につきましては、特別職の月例給は、平成30年の4月の状況で、市長が20%、副市長が10%、教育長が5%、条例の額から減額している措置を行った時期です。この月例給の減額措置をしている状況を鑑みまして、一般職の給与改定のほうでは、期末・勤勉で0.05月上がる年ではありましたが、特別職のほうは、財政状況から上げるタイミングではないということを判断しまして、しばらく4.30月となっております。

また一方で、令和4年のところで、4.40月と一般職に合わせるように上げておりますが、こちらにつきましては、財政健全化判断比率というものを確認した結果、財政状況が健全であること、また、近隣市の特別職の対応状況等の確認をして、また平成29年の方針に基づきまして、令和4年に期末手当の支給率を改定するというところで、令和4年、令和5年と一般職に合わせて改定したものです。結果として、2ページの一番上になりますが、4.50月ということで、現行は一般職と特別職が合っている状況です。

以上です。

○会長

どうぞ。

○委員

いろいろ御説明いただいてありがとうございます。一番ポイントは、市の財政状況が悪いので、国とか県の勧告よりも抑制的にしたという理解でいいのですね。今お話をいただいたのは、そういう理解でいいのですね。

そこで質問があるのですが、財政健全化計画というのは、いつからいつまでということ

になっているのかということと、それから今、申された財政健全化判断比率というお話がありました、それは何をもって確認をしたかということの2点を教えていただきたいということです。

○事務局

一つ目の資料で財政健全化計画というふうに書いてしまったのですが、正しくは財政推計の見直しと財政健全化の取組というタイトルで平成30年度から始まったものです。こちらの計画期間につきましては、令和12年度、2030年度までを計画期間としております。

財政健全化判断比率、こちらにつきましては、四つの指標がありますが、先の資料に行ってから御説明差し上げます。

○会長

ありがとうございます。

まず、今御説明ありましたように、白井市は人事院勧告、千葉県人事委員会勧告に遅れて、財政上の理由から遅れて合わせている。四街道市については、全然上げていないということですが、ほかの類似団体は同じように上げているということで、多少動きが違ってくるということです。白井市の場合は、その根拠を持って、先ほど言ったように財政上の数値を見ながら、実際上の指針よりも遅れて合わせて上げているということでした。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の項目の説明をお願いいたします。

○事務局

二つ目、千葉県内の各市常勤特別職の期末手当の支給状況について。資料は3ページと4ページにまたがります。まず、3ページを御覧ください。補助資料は13ページをお開きください。

資料で示しているのは何か。前回の会議と似てますけれども、今現在の千葉県内の支給率、支給月を表しているものです。そこで、幾つか表が分かれておりますが、一番上の表は、千葉県内の類似団体。下の表は、これは千葉県として地域を束ねて事務所があるのですが、印旛地域とか東葛地域とか。その地域地域での「市」だけをまとめています。

では、類似団体というのはどういうものか、補助資料の13ページを御覧ください。

こちらは今現在の類似団体で、白井市の類似団体が国内で109団体ございます。類似団体、一般市というところに「Ⅱ－3」と書いてありますが、どういうことかというので、めくっていただいて14ページです。こちらは、総務省のホームページでの説明をそのままプリントしたものです。一つは人口規模で分かれていきます。そしてもう一つが、産業構造により分かれていきます。

我々は一般市なのですが、この中の「人口」でいうと、5万以上10万未満というところ、上から2番目ですね、「Ⅱ」というところにまず該当いたします。この人口は、国勢調査の結果に基づいておりますが、その都合がありましてずっと同じとは限らない。国

勢調査によって人口が変わる市町村がありますので、最新のものと、例えば10年前は違うという現象が起こります。これは今現在ですけれども、資料は5万人以上で、白井市は6万2,000人から6万3,000人ですので、ここに該当します。

次に、産業構造。1次が生産者、2次がそれらを元につくる人、三つの構造の比率によって分かれておりまして、この何パーセントというのをどこで見るのかというのを補助資料16ページを御覧ください。

16ページから、しばらく、決算状況を平成30年度から令和5年度まで載せております。これも公開している情報です。これの16ページの平成30年度ですが、右の上のほう、一番上に「白井市」とありますが、その白井市というすぐ下に、「産業構造」とあります。ここに、第1次は何人で何パーセント、第2次は何人で何パーセントとあります。これも国勢調査による数字です。

そこを一緒に見比べていただいて、もう一回補助資料の14ページですね。

まず、産業構造の欄の一番上、2次と3次で90%以上、2次と3次、合わせてとなりますと、補助資料16ページの上のほう、2次が20.2%で3次が76%とありますので、これを足し算すると約96%あります。ですので、90%以上ありますねと。

次に、3次だけで見たときに、65%以上なのか未満なのかで見ますと、3次は76%ありますので、「Ⅱ－3」となります。30年度から令和5年度まで、白井市は「Ⅱ－3」です。前回の第1回会議で、かつて印西市も白井市と同じ類似団体だったと事務局が申し上げましたが、印西市は人口が10万人未満だったということですね。現在は、10万人以上いますのでカテゴリーが違うと。ですので、今現在は類似団体ではありません。

もう一度、補助資料13ページで、今現在の109団体を見ていただきますと、太線の枠で囲んだちょうど真ん中くらい、ここが千葉県です。58番から62番まであります。ここが千葉県の今現在の類似団体ということで、これまでの表に載せたということでございます。

では、資料の3ページにもう一度お戻りいただいて、県内の市が全部書かれているのですが、類似団体に関してだけ見ていただきますと、支給月数については、今現在は4.5月と、一緒の団体がほぼ。ほかの団体も財政事情など判断する材料であったり、判断そのものが違いますので、全部一緒ではございませんけれども、支給月数がどういう状況になっているか御覧いただきたいと思います。

二つ目の項目は以上にです。

○会長

それでは、今の御説明で、何か御質問、確認することありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次、セクション三つ目ですね。お願いいたします。

○事務局

資料は5ページをお開きください。

こちら、委員から御質問があった点ですね。前回の報酬審議会では、諮問内容が給料月額ということで、答申の中でも「引上げ」と頂き、結果としても引き上げました。特別職の給料が、実に30年ぶりに引き上がった状況にあります。これを受けて、推移ですけれども、もし今回、期末手当が上がった場合はどうなるか、上がらない場合はどうかという、「もしも」を含めて表しました。

一番上、令和5年度、給与改定（期末手当+0.1月）の影響額というのをまず御覧ください。こちらは昨年度、0.1月分上げましたので、4.4から4.5、0.1月分、実際に上がっております。幾ら実際は上がったのかを示したものです。今は給与改定で給料額が上がっていますが、当時としては、それぞれ、市長が83万円、副市長が69万円、教育長が65万円の給料月額でした。影響額は右のとおり、上から9万5,450円、7万9,350円、7万4,750円、年間で上がったということになります。

1、2、3と下のほうにありますけれども、それぞれ条件をつけて計算をいたしました。大体真ん中くらいに横線が引いてあると思います。そして下に「計算詳細」とあるのですが、この計算詳細は、計算式まで入れたものですので、結果の数字は上と下は一緒です。上は結果だけ示したようなイメージです。

上の①を御覧ください。令和5年度、今回給料が上がる前の月額に対して支給月数が、結果4.5月になりましたので、期末手当の年額としては、市長は429万5,250円、副市長357万750円、教育長は336万3,750円でした。年間です。6月と12月とありますけれどもね。こちらは全部、給料と期末手当と全部含めた状態だと幾らだったかというのが右側になります。市長は年間で1,425万5,250円ありました。

そして②は、令和6年度、今年です。給料月額が上がりました。そうしますと、例えば市長は83万円から85万1,000円に上がった。もし期末手当の支給月数が同じ4.5月のままであったとしたらという計算式になります。右にそれぞれの期末手当の年額と年収、給与と手当を合わせた年収が載っています。

③は、改定後の給与額に4.6月、0.1月分上がったとしたら。もしも上がったとしたら、こうなりますという計算で、それぞれの差引額が下の表になります。「差引額」の表を一緒に見ていきたいと思います。

①は令和5年度で、②というのが今現在、この差を見ますと、市長だけ読みますね。市長が10万8,675円。年収が36万675円上がります。これは給与月額が上がったことによる差です。①令和5年度と③の令和6年に、もしも0.1月分上がったとしたら、どうなるか。市長、20万6,540円。年間で45万8,540円上がります。そして一番右です。②令和6年度の現行と③で、今現在から0.1月分上がったとしたら、こちらは一番最初に上のほうにありました、既に0.1月分影響がありましたというふうに申し上げた数字と、かなり似ていますが、0.1月分上がったら幾らになるか。期末手当分が上がった分がそのまま影響しますので、市長は9万7,865円、副市長は8万1,305円、教育長は7万6,590円上がるということになります。

まとめますと、どうしてこの数字になるかというのは、一番下の表でそれぞれ計算式や条例等に基づいております。そして5年度から変わったとしたらこうなる、今現在から変わったとしたらこうなる、既に変った分はこれだけあるというのをそれぞれ見ていただければと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、質問等ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

すみません、基本的なことなのですけれども、「0.1月」という、こういう表現の仕方じゃないといけないのですかね。これ、見た目でも、給料は増額、期末手当も増額になりますよね。これは増額には値しないということなのですか、この30万くらい上がるというのは。

○事務局

金額としては、もちろん増額になりますね。ただ、「幾ら上げる」というイメージではなくて、期末手当として支給率をどうするかというのが今回の諮問事項でもありますので、率を当てはめたら結果としては幾ら上がるよというのが今回のこのシミュレーションです。制度上は「期末手当は幾ら支給します」というのは、ないです。「何月分支給する」というのが条例にも書かれております。もし上げるとしても、下げるとしても、「何月分」にするかというのが、今回皆さんに御審議いただくところになるかと思います。

○会長

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

それでは、次のセクション四つ目の説明をお願いします。

○事務局

それでは最後に四つ目、財政状況です。委員から前回の会議でお話があったかと思えます。

資料は6ページ、そして補助資料は16ページの決算状況をお開きください。

補助資料からいきますと、16ページは平成30年度、それから1年ごとにありまして、26ページには令和5年度の速報版が載っています。こちら、8月2日時点の速報なのですけれども、「決算」というのは、議会で最終的には決まるものですが、8月2日の時点では、まだ議会は開かれておりませんので、事務方による計算上の数値になっております。もちろんガラッと違うということはありませんけれども、今公表しているものは、こちらです。

それぞれの項目についてお話しします。26ページの令和5年度の速報をお開きになったまま、一緒に聞いていただければと思います。

資料は6ページ、令和5年度の決算です。こちらで三つ言葉がありますが、財政力指数、そして経常収支比率、財政調整基金の残高、この三つについて、まずお話をします。

財政力指数とは「財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕がある。1.0を上回れば不交付団体となる。近年、若干指数が減少しているが、ほぼ変わらない状況。」です。

下の表は、決算カードの推移をまとめたもので、こちらを見ていただきますが、一番下の表、財政力指数です。近年、若干下がっており、平成30年度は0.90でした。そして、0.89、0.87、0.86、今0.84。少しずつ下がっていますが、ほぼ変わらないという状況です。

こちらは令和5年度だけ一緒に見ますが、補助資料の26を御覧ください。

表としては、この中の一番右です。白井市という文字が上にあって、その下がすぐ産業構造でした。その産業構造のさらに下、区分というのがあって、そこで財政力指数と書かれています。0.84です。これをピックアップしたのが、こちらの資料になりますが、もう一度、財政力指数というのはどうやって出すのかということで、補助資料の29ページを御覧ください。

こちらは総務省のホームページに載っている指標の説明になります。我々自治体は国から交付金をもらっています。不交付団体というのもあるのですけれども、それはこの数字が1を上回れば不交付団体となります。多くの自治体は、1を満たしておりませんので、国からもお金をもらっています。この1となるかどうかという計算式が、「基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値」、しかも、その中の3年間の平均値とあります。収入と需要の関係ですので、収入が多ければ多いほど、1に近づくというようなイメージでしょうか。

あとは、収入があって、需要がどれだけあるかということも関係があるかと思いますが、我々には、自分たちがやりたいからやるという事業だけではなくて、当然のように、どの市町村であっても、やらねばならないという事業もありますので、それらを両方かみ合わせた結果、白井市の場合は、今現在0.84になります。

余談になりますが、不交付団体はどこか、補助資料の28ページ。千葉県だけですけれども、こちらで財政力指数というのが団体名の右側にあります。千葉市は0.91とあります。市川市が1.07ですので、不交付団体です。そして、もうちょっと下のほうに行きますと、成田市が1.29ですね。さらに下にいくと、市原市が1.05とあります。低いところは本当に低い。0.5ないとか。例に出して申し訳ないのですが、鋸南町は0.27です。そう考えますと、白井市が0.84というのは、悪くはないかなと思います。これは一つの指数です。

そして次、経常収支比率。6ページの上のほうを御覧ください。

「財政構造の弾力性を表しており、人件費などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示した比率であり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表している。」目標値は90%ですけれども、この90%を今現在は若干下回っており、悪くはない状態

であると。100%だったとしたら、必要なところにしかお金が回っていない、余分なお金が全くないということになります。そこで、目標値が90で、結果ほぼ90ですので、悪くはないと言えるのではないのでしょうか。

この6ページが一番下です。こちらに平成30年度からの経常収支比率の推移があります。平成30年度は、93.8%でした。93.8、94.3、91、84.2、89.7、そして最新が89.5。流れとしては、若干よくなっていると思います。弾力性が少しあると言えます。

補助資料の28ページ、県内の市の経常収支比率もそれぞれ書かれております。大体80くらいから100に近いところになりますね。繰り返しますが、もしこれが100だったとしたら、どうしてもやらなきゃいけない、どこの市町村でも絶対にやらなきゃいけないことや我々の人件費等も含めて、決まったお金以外のことはできないという状況にあるということです。

そして、財政調整基金。これは市の貯金です。使途が特にこれに使わなければならないと決まっていない、いわゆる貯金です。残高が今現在は約20億4,000万円あります。これも推移を見ていきたいと思います。

同じ6ページが一番下になりますね。内財政調整基金と書かれています。平成30年度は26億5,000万、そして24億1,000万、21億9,000万、21億というふうに少しずつ減っています。そういう状況にあります。

目標値は20億円としております。ですので、目標値として比べると、まだ大丈夫といえますか、ほぼ同額ですので、今すぐ貯金が足りないという状況にはありません。しかし、傾向としては、だんだん減っているというのもまた事実です。

財政状況全体としてということで、補助資料として29ページを御覧ください。

こちらにそれぞれの、財政力指数の数値がこういう定義ですよと書かれています。さらに38ページを御覧いただいて。

この資料は、市が作った資料ですけれども、行政経営改革審議会というのがあります。ここの令和6年度第2回会議を行ったのですが、このときに示した財政の資料です。ここにも書かれていますが、38ページに、「カネ」と一番上に、その單元の中に。財政状況について示しています。ここの上の部分と資料の6ページに書かれている財政状況全体というのは、同じものを載せましたので、読ませていただきます。

「令和4年度決算においては、徴収率の向上に伴う地方税の増額や地方交付税や地方消費税交付金の増加の影響を受け、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.7%となり、財政の健全性を示す四つの指標、」一番最初のときに、実質何とかですという、後で言いますよと言ったのが、ここのところですね。四つの指標がございまして、「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率についても、いずれも早期健全化判断基準を下回っていました。現時点では、市の財政状況は健全ですが、近年の扶助費の増加に伴う歳出の増加に対し、歳入不足を財政調整基金で賄っているため、その残高は年々減

少しています。また、老朽化した文化センターの大規模改修を予定していることや、一部事務組合の施設（廃棄物中間処理施設など）の建替・改修に伴う負担金の増加が見込まれていることから、今後の財政状況については、楽観できない状況にあります。」

これは令和4年度の状況とありますが、今現在も同じ状況にありまして、四つの指標があります。それはどこに書いてあるか、補助資料の26ページ決算カードを見ます。決算状況、令和5年度を見ます。健全化判断比率という枠があります。そこに実質赤字比率、連結実質赤字比率というふうに四つの項目がございまして、収支を見ていただくと、赤字ではありませんので、ここはないわけですね。連結も当然ないです。そして公債費比率。公債費は借金ですね、例えば学校を建てるときにお金を借りて、毎月返している。私個人も家を買って、返しています、毎月毎月。同じ構造にありまして。その収入等に対する割合を示したのがこの4.8%ですが、これが25%以上いくと、よろしくないというふうにあります。将来負担比率というのは、その名のとおり、今現在ではなくて将来に対しての比率なのですが、こちらは350%あると駄目というふうに言われているところを44.2%ですので、いずれをとっても、今すぐ困っているとか、何とかしなければならないという状態ではないと言えます。

改めて6ページの下の決算額の推移を御覧いただきたいのですけれども。平成30年度から令和5年度まで、決算ベースで歳入と歳出のそれぞれの額とか、実際の比率はどうなっているか、そして貯金もどうなっているか、見ていきました。いずれも、今すぐ困っている状況にはありませんが、例えば直近であれば、少しずつ減っているというのも事実でありましたので、このままずっと同じ状況にあれば、いずれ困るとかという状況にあるかなというふうに思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、質問ありますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

2点、質問がございまして。今、御説明いただいた、まず財政力指数の御説明のところで、財政力指数の算定の仕方で、基準財政収入額を基準財政需要額で除してという御説明あったのですが、この需要額というのは、どうやって測定するものかということが1点。簡単でいいですから、分かりやすく、イメージする意味で御説明いただければと思います。

それから、今の御説明があった四つの基準ですけれども、四つの基準を見ると、令和5年、これは速報値ということですが、実質赤字比率のところを私、聞き漏らしちゃったかもしれませんが、ここ数字が入っていないのですけれども、資料の6ページを見ると、速報値ですが、実質単年度収支が4億の赤字になっていますよね。この関連を少し御

説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

先の質問の基準財政需要額といったところですが、基準財政需要額というのは、普通交付税を算定するために用いるというところで、地方公共団体において合理的な妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定したというようなものになっております。

○委員

推定した数値ということですか。

○事務局

そうですね。計算を当てはめて出した数字ですね。

○委員

白井市の需要額として、これぐらいあるであろうという基準額を算定に基づいて計算したものと。

○事務局

そうですね。

○委員

それに対して、基準財政収入額というのが分母に来てということによろしいですか。

○事務局

はい。基準財政収入額のほうも同じように、交付税の算定に用いるというもので、地方公共団体の標準的に見込まれる税収を一定の方法で算定した額ということで、算定により出た数字ですね。

○委員

分かりました。

○事務局

2番の実質単年度収支としては、4億、今マイナスになっているというお話でしたけれども、今現在、これは貯金を充てることでクリアしている。ですので、表向きは赤字ではないというふうに見ています。貯金を取り崩さなかったら赤字になっちゃうのですけれども、貯金を取り崩して歳入というふうに充てておりますので、大丈夫だったと。

○委員

貯金というのは、今20億ある貯金という。

○事務局

そうですね。財政調整基金のほうから取り崩して歳入に充てておりますので、歳入と歳出、それだけを見た場合には、赤字ではないと。ですけれども、貯金取崩し額がありますので、それは、もし貯金がなかったら駄目だったわけですから、そうしますと赤字になってしまうと。

○委員

そうすると、実質赤字比率というのは、単年度収支が貯金の額を超えた場合は問題になる。

○事務局

赤字ですね。

○委員

そういうふうに理解してよろしいですか。

○事務局

その場合は、歳入がないという状況になりますので、そのときはどのように財政を組むのだろうかとは思いますが、今としては赤字ではないと。

○委員

ありがとうございました。

○会長

よろしいでしょうか。

市民の方、ちょっと分かりづらかったと思うので簡単に説明すると、地方交付税というのは、要するに国から地方に対しての仕送りだと思うのです。仕送りするときに、当然自分で自立できる場合は、仕送りはなしになります。ところが、足りない、要するに生活できないという場合に、その分を国から地方交付税という形で交付がされるのですが、当然支給するときに、例えば生活費を贅沢三昧していて、これだけお金が足りないと言われても国から送れないので、これくらいの団体だったら、これくらいの費用がかかりますよねというのが、先ほど言った説明です。それがあって標準的なものがあって、足りない分を送るということで。ですから、それが1を超えていると、その仕送りをカットするということです。簡単に言うと、そういうことなのです。

ですので、例えば後で出てくるラスパイレス指数というのもそうなのですが、職員の給料を国家公務員よりもバンバン上げて、お金が足りないと言われても、送れないよということですので、標準的な基準を設けているということです。これが先ほどの御説明です。事例としては、正確とは言えないかもしれませんが、大体そのような御理解をしていただければいいかなと。

先ほどの類似団体の説明も、なぜ類似団体というのがあるかという、類似団体と比較するかという、プロ野球選手の給料を例えば幾らと決めるときに、大リーガーの大谷の給料と日本のプロ野球選手の給料を比べて、えらく安いよねという話にはならないので。そうすると、同じような人を比較して、この球団は給料が安いとか、この球団は給料が高いとか、そういうことで比較するのに、類似団体というのを使うという、そういうことです。

あと、先ほど財政状況というのは、この四つの基準というのが、これは自治体健全化法

という法律が、ちょうど夕張市が破綻をしたときにできたのですね。夕張市が破綻するまでは、要するに、いきなり破綻しちゃったのです。赤信号が出ちゃったわけですね。ですので、あらかじめ、先ほど早期健全化基準というのが出てきましたけれども、そういう基準を設けましょうと。

早期健全化基準というのは、赤信号がともる前に黄色信号を出して、要するに健康診断ですね。健康診断でちょっと体が悪いからというのを出してあげる。それを出すための基準を四つ設けたのですが。黄色がともれば、議会とか、あるいは住民が、これ何とかしないといけないよねということになるので、そういう基準を設けましょうということで、自治体健全化法という法律が平成21年かな、全面施行しまして、そういうことをしたということです。そういうことで四つの基準があるということです。ですので、なるべく早いうちに健康診断で注意を促すということであるという理解をしていただければいいかなと思います。

ほかに何か。

委員、どうぞ。

○委員

2点、確認させていただきたいと思うのですが、今、財政状況の御説明をいただいたのですが、資料の先ほどの2ページのところで、令和4年度と令和5年度のところで、給与改定をした理由のところで、財政状況が健全であるためという、こういう説明いただいているわけですが、令和6年度においても、現状は、ここと同じ、財政状況は健全であるという理解でいいかどうかという点が1点。

あと、現状、もし健全であるとしても、財政健全化計画で将来を見通して、先ほど2030年度までの計画という話があったのですが、そことの乖離が大きいということになってくると、現状、健全であっても、将来的に健全であるかどうか、非常に疑問符がついてしまうという可能性があると思うのですが、このあたりの現状での乖離状況を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○会長

それでは、事務局、ありますでしょうか。

○事務局

先に頂いたほうの質問なのですが、令和6年度の今の状況で、財政が健全と言えるかどうかというところなのですが、うちのほうで今、資料として持っているのが、先ほどの決算カードでいうと、令和5年の速報値となっている決算カードが最新のものです。それ以降の令和6年は今、運営中ですので、特に最新の数字を市としては持っていないわけです。

○事務局

それでは、自分のほうからお答えをさせていただきます。財政状況の見方というのは、

いろいろな視点があるとは思いますが、現状としましては、前回の判断の中で、四つの指標をとらえた中で特に問題はないだろうという見方をしたわけなのですけれども。それについては、現状もそういった傾向で続いているというふうには判断しております。

以上です。

○会長

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

計画との乖離の部分ですが、例えば少しずつ悪化していっていくと、2030年まで見ると、すごい悪化になる可能性もあるので、そのあたりを少し、どんな状況なのかという現状との計画との乖離の部分ですね。そこについて、概略を教えていただければと思います。

○事務局

ダイレクトなお答えにならない部分もあるのですが、具体的に今、数字が手元にないので、数字をお示ししながらということではないのですけれども、傾向としては、大きく悪くなっていないというようなところで。

財政健全化の取組につきましては、平成30年に策定しまして、以降2回ほど見直しはしているのですが、幾つか取組が列挙されておりまして、その中で、例えば人件費の削減ということで、特別職の報酬の削減という項目がございます。これにつきましては、策定当時は、市長に関しては10%、副市長は5%、教育長が2%ということで削減していたのですが、これについては、改善傾向が見られるということで、たしか令和5年、前の市長の任期に合わせて、今2期目なのですが、1期目の任期のときをもって、これについては、一旦終結。

それから、管理職手当につきましても、元々10%を削減しようという取組を行ってきたのですが、正確にはあれなのですが、たしか令和4年だったと記憶しているのですけれども、これについても、改善傾向が見られるということで、10%削減については終結しました。全てが順調かというとはあれなのですが、そのようにいろいろな行革の取組を進めていくことによって、改善傾向はあるのかなというふうな捉え方はしております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、これから、これまでの説明を基に、こちらの現在の諮問が出されている白井市の期末手当について、御意見を頂ければと思います。

いかがでしょうか。この0.1%というのが一つの、これを今から、人事院勧告と千葉県人事委員会勧告が4.6月ということですので、これに合わせて上げるのか、あるいは上げずに

現状を維持するのか。あるいは、下げるという選択肢はないような気がします。近年インフレということがありますので、現状維持か、あるいは人事院勧告に合わせるのかというところですが、この辺のところ、御意見を頂ければと思います。

どうぞ、委員。

○委員

一番最初に質問した趣旨は、要は国、県の人事院勧告の流れがあっても、白井市は一服しているというか、ぐっとのみ込んで様子を見ながら、状況を見ながら、徐々に上げている。しかしながら、令和3年度からですか、横に並んでそういう流れに沿っている。その背景は何かなのを考えてみたので、冒頭に質問したのですが。そこは、今の賃金上げろとか、そういう社会情勢が非常に反映しているのかというところもあるのですけれども、そこが非常に難しいところかな。

市の財政状況と照らし合わせたときに、先ほどお話があったように、そこが将来、令和12年のときに、どういう着地という感じになるのかとか。だから機械的にポンポンと国に準じて上げていいのかなというのが疑問に思ったということでございます。

以上です。

○会長

そうですね。一般職については、これは合わせて上げるというのは、大体どこの自治体でもありまして。当然、生活給ということですので、国あるいは千葉県の人事院勧告に合わせて上げている。特別職の場合は、必ずしも上げなくてもいいということですので、こういう審議になるということです。

ですので、このあたりの財政状況を見て上げないということもあります、将来を見て上げないということもありますし、あるいは、上げるというのは、給与の改定もそうなのですが、当然、教育長もそうですが、副市長もそうですが、政治任命でその職に就いているわけですね。そうすると、それなりの人を確保するには、給料が当然安いと、そんな重大な職をやりたくないなというので。そうすると、優秀な人が確保しにくいんじゃないかということで。高くする必要はないと思うのですが、それなりの相当の給与が必要なんじゃないかということで議論がされたわけなのですが。ですので、期末手当はどう考えるかということですね。

どうでしょうか。

どうぞ、委員。

○委員

先ほども言ったのですけれども、実質、0.1月分じゃなくて、目に見えて上がっているわけだから、それはそれでいいんじゃないか。先ほど委員もおっしゃっていたのですけれども、これは様子見でいいんじゃないかなとは思っているのですけれども、財政のほうもありますし。

○会長

そうすると、給与のほうが上がったから、実質上がっているから、年収として上がっているから、現状のままでという御意見でよろしいですかね。

○委員

はい。

○会長

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、委員、お願いします。

○委員

5 ページの真ん中に線が引いてある上のところに、「差引額」で比較してありますけれども、三つの表があるのですが、結局①、②で給料月額が上がってしまっているのも、実質的な負担増というのは、一番右側の金額になってしまうと思うのです。これを合計すると25万6,000円なのです。0.1か月上げるというインパクトは、たかがというか、25万6,000円なので。財政状態を考えるまでもなく、0.1か月上げるといっても、25万6,000のことを皆さんで議論しているということになるので、上げるのは全く問題ないのかなというふうに思います。要は、横並びといいますか、人事院勧告とか県の勧告、これに従って上げていっても、財務的なインパクトはもうほとんどないのかなというふうに考えております。

○会長

25万6,000円。約26万増ということ。

○委員

要するに26万増えれば、それは来年も、そのままずっとそのベースになりますよという意味ですから、この4.6が変わらなければ。

○委員

そういうことですね、はい。

○委員

だから財政負担が軽くなるといっても、また母数が、月額がポンと上がったら、それに連動して。

○委員

月額は、そんなに一遍には上がってこないですね。

○委員

そうなのですから。

金額が少額だからといって、それはそうですねという感じではないので。

○委員

私が申し上げたのは、財政に与えるインパクトがそれだけの金額ですよということを共有したいということです。来年どうなるかというのは、また給与月額の、おっしゃるように、

これがどう改定されていくかにももちろん影響が出てまいりますので。単年度で申し上げておりますので。

○委員

わかりますけれども、金額が26万だけれども、26万というのはなかなか相当な額ですから。

○委員

全体の何十億という金額に比べればという意味ですね、私が言いたいのは。

○会長

まず26万円上げると、単年度の財政に与えるインパクトというのは、それほど大きくはないということで。ですので、当然、この人事院勧告、あるいは人事委員会の勧告がインフレに対応して、あるいは民間企業の給与に対応して出されるので、当然、物価が下がれば、それが下がっていくということですので。そうすると、下がることを前提とするということですが、これをどう考えるかという今、論点を出していただいたということで。

ただ、今、委員が言われたのは、26万というのは、少ないといっても市民感覚からいうと、そんなに安くはないと、そういうことですよ、御指摘は。ミクロ的に考えるか、マクロ的に考えるか、そういう違いかと思いますが。

○委員

それと、社会情勢をどう見るかというのも、一つ、視点としてはあると思います。

○会長

そうですね。

どうぞ、事務局、お願いします。

○事務局

先ほど社会情勢をどう見るかというところでお話あったかと思うのですが、私のほうで持っているものとしましては、消費者物価指数の状況なのですが、総務省が令和6年10月18日、最近発表した2020年を基準とした全国の2024年9月の消費者物価指数の概況としましては、総合指数としまして、2020を100とした場合に108.9となっています。依然として高い状況は続いておりますが、月々で見ると変動はあるようですが、今は108.9という状況になっています。

以上です。

○会長

ありがとうございました。消費者物価指数が108くらいですかね。8.9だから109くらいということですかね。

ほかはいかがでしょうか。

この期末手当等の審議会というのは、どのタイミングで、大体諮問されるのですか。

○事務局

過去に当審議会で審議していただいた時期も、国の人事院勧告、千葉県人事委員会勧告が出た後に御審議いただいております。

○会長

そうすると、結構な頻度でこの審議会が開かれるのですか。答申が出されるたびに諮問がされるのですかね、この審議会。

○事務局

過去におきましては、勧告が出た際に審議会に諮問させていただいた経緯はあるのですが、実際の当審議会の所掌事務に、手当というものが入っていたわけではなかったもので、毎年毎年、御意見を頂いていたというわけではなくて、頻度としてはばらつきがありました。

ただ、御審議いただいた時期は、この時期にお願いしておりますが、過去には事務局として、一般職の勧告が、直接的には特別職を対象とはしないのですが、参考としたものとして、材料としてお出しした上で、審議いただいた経緯がございます。

○会長

そうすると、社会の状況が変化すると、あるいは財政的なものが変化すると、審議会にかけて意見をもらうという感じになるのですかね。そういう頻度ですかね。

どうぞ、お願いします。

○事務局

この特別職報酬等審議会につきましては、今回、期末手当の率ということでかけさせていただいたのですが、従来は、どちらかというと報酬そのものに対してどうかということで、その検討の機運が高まってきたときに招集をさせていただいて、議論をさせていただいてきたというのがこれまでの流れでございます。

そういった中で、過去の答申を背景に、市としましては、期末手当につきましては、一旦は一般職と同様な扱いをとる方針は決めてはきたのですが、令和4年、5年と上げる際に、いろいろな御意見を頂いた中で、ここは改めて聞いてみるべきだろうということで判断をしまして、今回こういう場を設けさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○会長

分かりました。市としては、かなり慎重に意見を聞くということで、今回、審議会での期末手当について議論をしているということで。それまでは、そうすると一般職に準じてということで、一般職に準じてというのは、要は勧告が出されているので、社会情勢に即してということで、要するに特別職の場合は、言ってみれば会社でいうと経営者側ですので、経営者は一般職の人たちとは違った考え方でもいいのではないかということで、慎重を期するというので、この審議会に諮問が出されているということかと思えます。

二つ、今、御意見が出ましたが、ほかに何か論点がありましたらということですが。
委員、どうぞ。

○委員

今の経費が約216で、実質的にこの経費に対して歳入が20億足りないということで、調整積立金から20億を算入して、バランスが取れていますというお答えなのですが。普通の経営で考えれば、実質的にこれは赤字ということになるのかなという感じがします。

市長さんの収入に関して、妥当性というか、これを考えたときに、市長さんにとって、今挙げられている収入が増える、増えないというところは、生活には全く影響しないだろうと。むしろマイナスの20億について、何とかしなきゃいけないねというお気持ちはあるだろうと思うのです。そういったところを鑑みて、現状維持で、そして、それを改善できたら、その分また改善しましょうということも検討されているのではないのかなというふうに、素朴な疑問として申し上げたいというふうに思います。決して市長さんの働きがよくないとか、いいとかということではないので、市長も大変頑張っているのはよく分かるので。

ただ、こういう財政状況を鑑みて、そこのところは、むしろ市長さんが、いや、私はまだいいよというところで御判断いただいてもいいのかなという気持ちはあります。むしろこういったことをA Iでシミュレーションして、A Iの答えがどうなるのかなというところは非常に興味がありますね。やっぱり気持ちが入ると、大変難しいじゃないですか。ですから、そういったところを考えて発言をさせていただきました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

財政調整基金を取り崩しているということで、そういうときに期末手当を上げるのはどうかという御意見だと思います。

先ほど、見通しとしては、今後、大規模改修や一般事務組合の施設などの負担金が見込まれるということから、楽観できないということで。20億というのを今後取り崩していくということは想定されるのでということで。それから、市長の給与からすると、26万くらいはそれほど大きな影響はないだろうという御意見かと思います。

そうですね。誰が市長になるかというのにもよりますが、現市長が26万というのは、確かにあまり影響ないかもしれないです。次の人とかですね。だから、20億円のお金があるのですが、どんどん貯金を増やしていくのがいいのか、あるいは、少しでもその投資をして、なるべくいい人に来てもらって経営をしてもらったほうがいいのかという、この26万円をどう考えるかですよね。節約するのか、それを投資に回すのかという、そういう選択肢かと思うのですが。今、財政的には厳しくなるかもしれないという御意見で、これもおっしゃるとおりかと思います。

どうでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

税収を上げるためには、投資は必要だと思います。ですから、その投資を躊躇していても始まらないと。とにかく結果を出そうということで、職員の皆さん、市長をはじめ、皆さん結束して方策を考えていかれることが望ましいのではないかなというふうに思います。

○会長

そうですね。投資ということで考えるのも、一つの手ということです。

今回どうするかということですね。その投資のタイミングですね。今回、それに合わせるのか、それとも先ほど委員が最初におっしゃられたように、今回は見送ると。委員の御意見は、今回見送るとするのは、給料が上がったから段階的に考えたいということですかね。

○委員

給料が上がっているんで、その分、期末手当も上がっていますよね。それでいいんじゃないかという。

○会長

額は上がっているということですよね。

○委員

実質的なものは上がっている。

○会長

額は上がっているという意見で。

どうでしょうか。ほかに何か論点があれば。

どうぞ。

○委員

先ほど委員がお話しされたように、前の審議会のところで5ページの資料のところ、差引額の①、②の差のところのように、金額が市長、副市長、教育長について、年間で見ると、ある程度いい金額は上がっているという現実があって、確かに一般職と合わせるという考え方もあっていいとは思ってはいます。ただ悩ましいのが、単年度でいくと赤字なのですね。貯金を取り崩して実質は赤字なのです。普通の企業だと、赤字というと、いいですかというと、いいと言う人はいないというのが普通だと思います。

さらに、年額の部分が上がっていながら、手当を本当に上げるといったときに、あとは、私は会長と同じく有識者の立場なのですが、市民の方から見たときの納得感ですね。赤字だけれども、手当を上げていいのかと言われて、いいと言えるかどうかというところが一つ議論にはなってきたりするかなと。収支で見れば、貯金を崩したから大丈夫ですと言われると思うのですが。単年度で見れば、赤字自体は事実だということになるので。そのあ

たりが、市民感覚から見ての納得感があるかどうかというところも、一つ論点にはなるかなとは思います。

ただ、将来の優秀な人ということであれば、一般職と同じように上げるという考え方もあると思うので、このあたりの感覚から見て、どうなのかというところになるかなと個人的に感じております。

以上です。

○会長

やはりここは、市民感覚の御意見をもう少しお聞きしたいということですので、いかがでしょうか。

先ほど中村副会長が質問を事務局にしましたけれども、将来の状況、今年度の状況がまだよく分からないというところが懸念材料ということで質問をされました。恐らく今の状況が進むけれども、事務局から出された資料によると、まだそんなに悠長なことは言っていられないというような御意見もありました。ですので、その辺をどう考えるかというのも一つの論点かと思います。老朽化された文化センターの大規模改修とか、一部事務組合の負担金などもあるということで。この辺の指摘も考えながら、市民としてどう考えるのかということかと思います。いかがでしょうか。

委員、何かございますか。どうぞ。

○委員

私の意見としては、単年度収支がマイナスなので、財政調整基金を取り崩しているという結果を踏まえると、上げるべきではないと思います。

さらに、その裏には、実質、月々のお給料というのはベースアップされているので、ベースアップされているにもかかわらず期末手当を上げるというのは、形状としてはどういった説明が必要なのかというふうになってくると思います。

あと、1点聞きたいのですけれども、文化センターの大規模改修というのは、幾らぐらいを予定しているのでしょうか。おおよそでございます。現在のところですよ。

○事務局

大変申し訳ありません。今、幾らぐらいという予算規模の数字を持ってはおりませんが、次期、第6次総合計画を策定する上で基礎となる今後12年間の財政推計を財政課中心に作成しまして、そちらの推計の結果としましては、文化センターの部分ですとか、一部事務組合の部分も入っているのですが、推計の結果としましては、次の推計の終了年度、令和17年度なのですが、その時点では、財政調整基金の適正な額とされる標準財政規模の10%、13億円。白井市の規模だと13億円だそうなのですが、13億円を上回る額の財政調整基金を確保できる推計とはなっている旨は確認しております。部分的に文化センターの改修に幾らかかるだろうかというところの数字を持っていないので申し訳ないのですが、次の財政推計としては、令和17年度末時点では、標準財政規模の財政調整基金の金額13億円を確保で

きる見込みとはなっている旨を確認しております。

○会長

お願いします。

○事務局

今、人事課長から財政推計の話が出たので、少し補足をさせていただきますと、財政推計につきましては、今ちょうど市の最上位計画である総合計画の策定をしております、それを検討するに当たりまして、今現在、想定されるもので、今後少なくとも令和12年までは、どんな形でいくかということは試算しております、スタートラインとして。その中では、今、財政調整基金の話が出ていたので、現在想定される範囲の中では、12年度末には、17億2,600万というものが確保できるだろうと推計です。

ただ、これは今、策定を進めております総合計画で、新たな取組であるとか、取組を改善して、こういうふうにやっていく、そういった部分がまだ加味されておられませんので、それをこれから精査をしていきながら、最終的には新たな財政推計というのでしょうか、その計画にのっとった推計というのが、また次年度には多分出てくるとは思うのですけれども。そういった中で、どういう方向性になってくるかということは、今はっきり申し上げられない部分があります。

それともう一つ、行政経営指針という役所の経営状況をどういう水準で維持していくかという、持続可能な行政運営をしていくためには、例えば貯金であれば、どのくらい持ってなきゃいけないかというような一つの目標値というのがございまして、その中では、三つの指標がありまして。経常収支比率だとか財政調整基金の残高、地方債の残高ということでありまして、平成29年に策定した行政経営指針の中では、37年ですから、令和7年、来年ですか、では、財調については、20億円以上死守しようということが一つ目標としてあります。今これが来年までですので、新たな行政経営指針というのは今議論していただいております、その中でまた新たな目標値というのは、これから、20億が堅持なのか、もうちょっと下の水準でもいいと見るのか、そこは、これからの議論の中で定まってくるというふうには考えております。

ですので、すみません、今、幾つか申し上げましたけれども、非常に不透明な部分もまだたくさんあるというような状況でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

そうすると、今の御意見だと、上げないということですかね。そういうことですね。

ほか、いかがでしょうか。ほかに、もしあれば。

やはり今後どうなるかというのは見えないところがあるというのは、どこの自治体でもそうかと思いますが、文化センターの大規模改修というのも、これは長期化計画、長寿命計画で改修をするということですかね。起債するのですか、これ。これは取り崩してやる

のですか、それとも。

○事務局

具体的な財源というのは、恐らく事業化する中でこれから詰めていく話になると思うのですけれども、考え方としては、一つは基金というものを蓄えていきながら、それを充てていくという部分と、恐らく起債を充てる部分もあったり、あるいは一財の部分が出てきたりというのはあると思いますけれども、これからその辺の配分については、具体的な話が出てきたときに詰めていくようになるのであろうと思います。

○会長

分かりました。そうすると、基金でやる場合は、当然取り崩すということになりますが、起債をすると、基金のほうには影響がない。要するに起債をする場合、公債を発行する場合に、公債は借金なのですけれども、考え方としては、そのとき全てお金を払ってしまうと、その建物を使うのに将来の住民は負担をしなくていいのかと、今いる人しか負担しないわけですよね、そこで払ってしまうと。だから、公債をやることによって、借金をすることによって、将来の住民も、それを介してお金を払っていくという考え方で、そういう公の施設とかをつくる場合に、公債を発行するという考え方もあるということなので。そこは個人の考え、個人が借金するのと、ちょっと考え方が違う面があるということです。だからすぐに、ここに書いてあるような負担金がどんどん増えていくという考え方にはならない可能性もあるということですが。ただ、実際にどれくらい負担をするのか分かりませんが、ここを減らす可能性もあるという御指摘かと思います。だから楽観できないと。

はい、お願いします。

○事務局

先ほどの説明で、少し言葉足らずなところがあったのですけれども、基金につきましては、今いろいろと話題に出ている財政調整基金ではなくて、文化センターの改修のための基金というのも新たに設けまして、その中で積み立てていきながら、それで全て賄えるわけではないのですけれども、財政調整基金とは別な形で考えているところでございます。

以上です。

○会長

そういう基金があるのですね。

大分いろいろな情報が出てきましたので、考えることがいろいろあるということで。

どういたしましょうか、上げるか、上げないかということ。今、市民の方の御意見を聞くと、ちょっと様子を見たほうがいいのではないかという御意見が多かったように思います。

上げるというのは、先ほど、これはあえて委員が出していただいたと思うのですが、どうしても市民感覚だけでいくと、ミクロ的な考え方になってしまうので、あえてマクロ的な視点で出していただいたということで、そういう考え方もあるということを市民の方に

示すということで、御意見を出していただいたというふうに私は理解をしております。そのような論点を出していただきましたが、どうも流れとしては、そういう論点を見ながらも、ちょっと今は様子を見たいという雰囲気ですかね。

委員、何かありますか。どうぞ。

○委員

そのとおりだと思います。

○会長

委員は、前任期の審議会も出られたときは、むしろ「上げろ派」だったのですが、その委員も、ここは慎重になるのではないかなという御意見ですので、そう考えると、今回は、様子見ということで、4.5を維持するということかなということですが、どうでしょうか。その辺のところで御意見があれば。

ここは機械的には上げずに、4.5とする。報酬のほうが上がっていますので、今回はそういう形にして、またインフレ率が高くなってくると、また諮問をいただくという形になるかと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、今回いろいろ御議論いただきまして、論点もしっかり出していただきまして、上げるというのと、上げないということと、いたしましたけれども、今回は維持をすることで答申のほうを出したいと思いますが、今後、何か新しい資料が出てくる可能性はありますか。さらに審議をもう少し進めたほうが良いような資料が出る予定はありますでしょうか。

事務局、お願いします。

○事務局

今のところ、新しい情報をすぐ出せる状況にはありませんので、今回審議いただいたところで、皆さんがよろしければ、結論づけていただければと思うのですが。

答申をまとめるに当たり、皆さんにもう一度、議論といいますか、論旨のところの整理をしていただいたほうがよろしいのか、それとも、事務局で案を作らせていただいて、確認していただくということでよろしいのか。その場合は、今日出たキーワードは盛り込むとして、会長さんに一任していただくような形で、委員さんがよろしければ、そのような形にさせていただきたいと思うのですが、どちらがよろしいでしょうか。

○会長

それでは、もう一度、こちらで事務局が原案を作っていて、それをもう一度、審議会で再確認をするということですね。再確認をしてやるというのと、それからもう一つは、今日の議論を整理して、それを私とキャッチボールして仕上げていくという二つですが、どちらがよろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員

1点だけ。前回の委員会でも議論になったと思うのですけれども、特別職の3名の属性といいますか、それぞれ、市長は選挙で選ばれている方ですし、副市長は、元々県の職員の方で、県から出向されてきていますよと。教育長は、市長が選任するのですたっけ。ということで、各自それぞれ個性があるので、上げないでいい結論で、私も構わないとは思いますが、その理由づけ、少し各人の内容の理由づけ。市長は、さっきおっしゃったように頑張ってくれということも含めて、いいと思うのですけれども。限りなく一般職に近い、あとの2人に対する手当といいますか、目配りというか、いうところの理由づけを少し考えていただきたいなというのがありますので、そこは検討していただきたいと思います。

○会長

これは、特別職はみんな一緒なのですよ、上げるのは上げる。上げないのは上げない。

○事務局

基本的には一緒ですね。

○事務局

現在の条例のつくり方としては、一蓮托生というような形になっております。

○会長

そうですね、市長は何となく分かるのですが、ほかの人、副市長と。副市長は県から来ているということで一般職ですよ、基本的には。一般職の人が来ているということで。4年で帰るのですか、2年ですか。

○事務局

明確な基準はないのですが、これまで慣例としては2年ということですが、今回は3年目ということで、今後いつまでというのは何とも言えないところなのですが、通常は2年程度というふうな形で運用しています。

○会長

はい。

○委員

それは昔からですか、最近ですか、県から見えたのは。

○会長

どうぞ。

○事務局

副市長、昔は「助役」というふうに言われていたのですけれども、過去、自分が知っている30年くらいを考えてみても、多くは県から派遣いただいているケースが多いです。ただ、職員から上がっていった方も過去、事例としては2件くらいあったかと思います。どちらでなければいけないということはないです。

○委員

人事院勧告が出たものと、市との比較を見てみたら、やっぱり市がいろいろ抑制気味的に整理をされているということなので、それは県から来ている、そこは、のみ込みかなというふうに理解したものですから、ちょっと聞いてみたということです。

○会長

白井市の場合は県から来ていまして、市によっては国から来ている場合もあるし、下から上がっている場合もあるというところですよ。

かつては、上から下の団体に押しつけるような、要するに出向しているような感じだったのですけれども、今は地方分権の流れの中で、国と地方の関係も対等、協力関係という中で、むしろ戦略的に、要するに国との関係をつくるとか、県との関係をつくるということで、戦略的に市がその人を取り込むというか、そういうふうなことになってきているということで、以前とは位置づけが大分変わってきているということです。

研究によると、国からの人も、例えば県に出向していると、国に帰った後も、その人を同窓会に呼んで、常に人脈を維持するという、こういうことをやっている県がかなりあるということなので、昔とは違うということですね。パイプをつくるためにやっているというのが、これはもうデータで見えてきています。

そんなこともありまして、そのあたりの人たちの本当は何か手当が別だといいいのですが、なかなかそれが条例上できないということですので、附帯意見で書きたいところではあるのですが。

はい、どうぞ。

○事務局

そこについては、今の条例がそういうつくり方ということでございまして、必ずしも、それでなければならないということとはございません。例えば分けたほうがいいということであれば、そういうふうな形での例規のつくり方にも改めるというふうなことも可能でございます。

○会長

そしたら、その辺のところを審議会の答申として、附帯意見として、こういう意見があったということを書き添えてもいいということですよ。

どうぞ、お願いします。

○事務局

今、御意見を頂いたところではあるのですが、以前もお話しさせていただいたように思うのですが、今は県からいらっしゃっていて、プロパーの職員が副市長になるというところも過去にはあったところを踏まえますと、市長に対しては、今の経営状況といいますか、財政状況を踏まえてというところを当てはめるけれども、今、副市長については県から来ているというところがちらつくので、本来、一般職員だよなというようなところのお気遣いいただいたところではあるのですが、今の立て付けは、特別職というところ

で三役がそろっていますので、なかなかそのあたり、ダイレクトに人を想像してというのが書きづらい。職であれば、職のところでは書けると思うのですが、人を想像してが難しいかなと思うのですが。

前回、2月に会長名でお出しいただいた答申のところでは、お給料の額が30年も上がっていなかった、据え置きとなっていたところを鑑みて、今後は、社会経済や社会動向に応じて適宜見直しする必要があるということを申し添えていただいたところがありまして。今後も、先ほどの会長さんのお言葉をお借りするのであれば、インフレとかの状況を見てというようなところで、何が先に起こるか分からないのですけれども、そのあたりで一旦は今、この期末手当の支給率については、据え置きというような皆さんの御意見ではあったのですが、先については、先々の状況を見て判断していくというような御意見を言葉を選びながら付させていただくのはどうかなと思ひまして。

○会長

その点につきましては、先ほどから出ているような、委員も段階的にというような御意見だったと思いますので、社会的な状況とかその辺を見ながら、見直しが必要だということとは、財政状況とか、それはぜひ付け加えたほうがいいかなと思いますので。よろしいですかね、そういうことで。

市長と副市長を分けて書くというのはなかなか難しいという感じですかね。特別職でも副市長と教育長について何らかの、市長は違った考え方ができることが望ましいとか、期待したいとか、そういうのが聞きづらいということですかね。今は難しいですけれども。例規の変更、まだそこまでは踏み込めない感じですかね。

○事務局

申し訳ありません、いろいろ申し上げて。

一方で、この審議会を出していただいた意見ということであれば、私がそこでストップかけるものでは性質上ありませんので、そこを盛り込んだほうがよろしいということであれば、表現してみて、会長さんに見ていただくのがよろしいかなと思います。

○会長

答申に書き込むかどうかですよ。当然、議事録には出るので、そういう議論があったということだけでも意味はあると思うのですよね。

ですから、今回、答申までには書き込まないということですかね。どうしますかね。答申に附帯意見として書くべきなのか、議事録で留めておくのか。今回は、議事録に留めておきましょうかね。もう少し熟したほうがいいので。

どうぞ、お願いします。

○委員

市長さんになられるときに、この街の財政を、今マイナス20億ですけれども、この20億を挽回するのだと、そういうビジョンを持って市長になっていただきたい。そして、給与

も増やすのだということで、そうした成果を上げて、それを当然の報酬として頂くという仕組みを考えてみたら、いかがでしょうか。今のままだと衰退する一方なので、この方策を考えて、30億上げるんだ、税収を上げるんですというようなことで臨んでいただくことが望ましいかと思います。いかがでしょうか。

○会長

要は、成果給みたいなの、そういうニュアンスを期待したいということですよ。

○委員

堂々と仕事をしていただけるように。

○会長

今のような御意見も、要するに社会状況と今後の税収が上がっていくということですね。そういうことも社会状況とか財政状況に含まれると思います。附帯意見としては、先ほどのことで入っていると思いますので、それも議事録にはしっかり残したいと思います。

そうしましたら今回は、結論としては、「現状維持」ということで、将来はこれを見直すこともあるということで答申を出したいと思います。

それでは、続きまして、議題の2ですかね。事務局お願いします。

○事務局

ありがとうございました。

その他では、「次回会議」という場合に、皆さんと今後の流れのお話をということで設けたのですけれども、結論が出ましたので、会議自体は本日でおしまいです。

今後、議事録は前回と同じように、こちらで一旦作ったものを皆さんに投げて、修正等をして、最終的に公開という流れになります。

また、答申についても、事務局でまず案を作成し、会長と何度かやり取りをした後に、委員の皆さんにも一度、「会長と揉んだ後の案です」ということで投げます。それに対して、もし御意見があれば頂いて、また会長と問答を繰り返し、最終的に固まった段階で、会長にはお越しいただいて、市長に答申をいただきます。そして、今回のこの諮問については、おしまいという形になります。

一番最初の日に申し上げましたが、皆さんの任期は令和9年9月1日まであります。今年度のこれからは予定としてはありませんけれども、来年度については、まだ未定です。同じように状況を鑑みて諮問するという場合もございますし、やらない場合、両方ありますので、それは、そのときにということで御理解ください。

さらに事務的なことを言いますと、1回、2回と会議があつて皆さんにも報酬が出ておりますので、必要な方は、年が明けた段階で確定申告をしていただければと思います。

それでは、会議はここでおしまい、今後、また私とやり取りをさせていただくということで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

会長、最後、お願いいたします。

○会長

今年度の会議がこれで終了をしたということでございます。社会状況が変わったということで、また諮問があるかもしれませんが、そのときは、また御参集いただくということで御理解いただければと思います。

それでは、今日は皆様、いろいろな御意見を頂きましてありがとうございました。お疲れさまでした。

○事務局

ありがとうございました。